

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則 の一部を改正する省令案の概要

1 改正の背景

現在、移動系通信市場（ここでは、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスを含む市場をいう。）においては、上位3社のシェアが93.3%と高い水準にある一方で、仮想移動電気通信サービスの契約数は1,091万となっており、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下「MVNO」という。）とそれ以外の移動系通信事業者（以下「MNO」という。）との競争環境は異なっていると考えられます。

このような状況下で移動系通信市場を活性化させるためには、MVNOの役割が重要であるところ、現状MVNOの法令上の位置付けは明確でないため、これを明確化するとともに、移動系通信市場における競争の進展状況を分析する必要があるところです。

このため、「仮想移動電気通信サービス」の定義を定めた上で、新たに電気通信役務の種類として追加するとともに、当該契約数等についても把握することとするため、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則について改正を行い、所要の規定整備を行うものです。

2 改正の概要

(1) 電気通信事業法施行規則関係

以下のとおり、様式第4の改正を行います。

改正事項	改正理由等
「仮想移動電気通信サービス」の追加	移動系通信市場における競争の進展状況の分析に必要な仮想移動電気通信サービスの現状を把握するため、同サービスを新たな役務として追加するもの

(2) 電気通信事業報告規則関係

現状の移動系通信市場における競争の進展状況の分析に必要な契約数等を把握するため、仮想移動電気通信サービスに係る定義（第1条）及び報告対象事業者（第2条）を追加し、以下の報告様式を追加又は変更するとともに、所要の規定整備を行うものです。主な改正事項は以下のとおりです。

主な改正事項		
役務	該当様式	改正理由等
携帯電話	様式第3 第2表	MNO（携帯電話・PHSに係るもの）からの報告事項として、MVNOの契約数、事業者数、事業者名等を追加するもの
PHS		

BWA アクセスサービス	様式第 13 第 2 表	MNO（BWA アクセスサービスに係るもの）からの報告事項として、MVNOの契約数、事業者数、事業者名等を追加するもの
仮想移動電気通信サービス	様式第 15 の 2	新たにMVNOから報告を求めることとし、報告事項として、契約数及びMNOの名称等を定めるもの

3 施行期日

公布の日から施行し、電気通信事業報告規則の改正については、報告期限が平成 25 年 10 月 1 日以降である報告から適用することとします。